

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数) 第八十六条 指定就労継続支援 A 型の事業を行う者(以下、指定就労継続支援 A 型事業者)という。が当該事業を行う事業所(以下、「指定就労継続支援 A 型事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上とする。

ニ サービス管理責任者 指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上 一を加えて得た数以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用) 第八十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備) 第八十八条 指定就労継続支援 A 型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たって支障がない場合は、設けなければならない。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第八十九条 指定就労継続支援 A 型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援 A 型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第九十条 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者との雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援 A 型事業者(多機能型により第九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を一体的に行う者を除く)は、規則第六条の第十二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援 A 型を提供することができる。

(就労)

第九十一条 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第九十二条 指定就労継続支援 A 型事業者は、第九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、第九十条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第九十三条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が第九十七条において準用する第五十八条の就労継続支援 A 型計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第九十四条 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第九十五条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第九十六条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数